

## 医療計画素案たたき台への意見に対する県の考え方について

該当箇所	意見	県の考え方
全 体	<p>医療計画の読者は一般県民も対象として考えていると思うが、やや表現が専門的すぎて分かりにくい箇所がある。</p> <p>例えば「誤嚥性肺炎」、「嚥下リハビリ」等</p>	<p>ご指摘のありました「誤嚥性肺炎」、「嚥下リハビリ」については以下の用語解説を記載します。</p> <p>なお、今後も県民の視点に立って、分かりやすい表現に努めるとともに、専門的な用語については順次解説を加えるように検討します。</p> <div data-bbox="1760 569 2715 772" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>誤嚥性肺炎</b> 食べ物や異物、だ液中の細菌、痰、胃からの逆流物などが気道内に入ったことが原因で発症する肺炎です。特に高齢者や脳卒中患者においては、飲み込むための神経や筋力の低下が生じることから多くみられます。</p> </div> <div data-bbox="1760 816 2715 978" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>嚥下リハビリ</b> 食べ物もしくは食べ物以外の器具を用いて、飲み込む動作を再学習し、口から食事ができるようになることを手助けするリハビリテーションです。</p> </div>
<p>P49</p> <p>第3部 医療提供体制の整備</p> <p>第1章 保健医療施設の整備</p> <p>目標</p> <p>第2節 公的病院等の役割を踏まえた医療機関相互の連携のあり方</p>	<p>下記の文章は一般の人には分かりにくい。</p> <div data-bbox="655 1203 1650 1444" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 公立病院における経営状況の悪化及び勤務医不足による診療体制の縮小の現状を踏まえ、地域医療の確保を図り医療機関の連携のあり方を検討するため、「公立病院等地域医療連携のための有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催し、全県的な立場から医療機能の分担・連携のあり方について検討が行われ、平成21年2月に「地域医療連携のあり方について」提言が出されました。」</p> </div>	<p>以下のように修正します。</p> <div data-bbox="1760 1161 2715 1608" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立病院においては従来から救急医療、へき地医療、周産期医療等、地域医療において欠くことのできない役割を果たしてきましたが、昨今の勤務医不足により診療制限が増加し、経営状況も悪化しています。</li> <li>○ 公立病院は地域医療の確保のため、地域医療において欠くことのできない役割を担う必要がありますので、公立病院を含めた医療機関の機能分担と相互連携の検討する場として、「公立病院等地域医療連携のための有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、検討を重ねてきました。</li> <li>○ なお、有識者会議においては、平成21年2月に「地域医療連携のあり方について」の最終報告を取りまとめました。</li> </ul> </div>

医療計画素案たたき台への意見に対する県の考え方について

該当箇所	意見	県の考え方
<p>P94 第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標 第3節 糖尿病対策</p>	<p>「糖尿病予防のための地域におけるネットワーク図」の中の事業所（地域産業保健推進センター）は文章で説明がないため、具体的に何なのか、どのような機能を持ち、県民とのかかわりがどうなのかよく分からない。</p> <p>薬局では薬剤師会が中心となって糖尿病の予防に関する説明を行っているので、「糖尿病予防のための地域におけるネットワーク図」の中に、県民からの矢印の先に薬局を追加して欲しい。</p>	<p>糖尿病予防のための地域におけるネットワーク図における「事業所（地域産業保健推進センター）」は、労働者にかかる健康管理は原則として事業所が実施するものですが、労働者が50人未満の事業所に対しては、都道府県労働局が労働基準監督署管内に産業保健センターを設置し、健康相談・健康指導などの産業保健サービスを充実させていることから記載しています。</p> <p>なお、【体系図の説明】の部分に説明書きを追記します。</p> <p>糖尿病予防のための地域におけるネットワーク図は、県民が予防意識を高めるために関係機関が果たす役割を示したものです。</p> <p>今後実態を確認し、薬局において予防に関する啓発を行っていただいているのであれば、体系図に記載することを検討したい。</p>
<p>P134 第7節 精神保健医療福祉対策</p>	<p>うつ患者の大半が不眠を訴えている現状から、精神保健福祉センターの指導により、現在一部の地域の薬局を対象にうつ及び自殺に関する勉強会を開催し、薬のコンプライアンスの確認や服薬指導を通じて、不眠や食欲不振などのうつ状態を把握し受診勧奨を行っているところである。</p> <p>薬剤師会としても、今後も県の指導の基にこのような事業に積極的に関与することとしており、県内各地域の薬局に広げていきたいと考えているので、【今後の方策】に次の項目を追加して欲しい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ 「うつ自殺対策事業として、不眠の改善がうつの治療につながる睡眠キャンペーンや地域の薬局を窓口としたお薬手帳のアイテムを利用した服薬指導を通じたうつ自殺対策事業を推進する。」</p> </div>	<p>「第7節 精神保健医療福祉対策」の【今後の方策】においては、「自殺の現状や予防に関する啓発を進めるとともに、年代別、段階別の課題に対応した事業を実施します。」と総括的に自殺対策を取り上げ、個々の取組事業については記載しておりませんので、薬局における取組については、第5節 薬局の機能強化と推進対策に下記のとおり追加記載することとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ お薬手帳を活用した服薬指導を通じて、うつ自殺対策に取り組む薬局の拡大を図っていきます。</p> </div>
<p>P138 第3章 救急医療・災害保険医療対策 第1節 救急医療対策</p>	<p>課題で「有識者会議の提言で示された救急医療体制確保のための地域医療連携や地域医療再生計画に掲げられた事業について取組みを進めるとともに、その成果を検証していくことが重要です。」とあるが、具体的にどのような検証方法を考えているのか。</p>	<p>現在、有識者会議において「地域医療連携」を検証するために「医師数」や「救急搬送件数」を評価指標とし、今後これをどのように評価していくのか検討しているところです。</p> <p>地域医療再生計画につきましてはそれぞれの事業において個別に「救急搬送件数」等の数値目標を設定しており、その達成状況について今後有識者会議において検証を予定しております。</p>

医療計画素案たたき台への意見に対する県の考え方について

該当箇所	意見	県の考え方
<p>P182 第7章 保健医療従事者の確保対策</p>	<p>「表 7-1-6 従事薬剤師数の推移」については平成 20 年のデータが公表されているので修正して欲しい。</p> <hr/> <p>本県に就業している歯科衛生士は全国平均に比べてかなり低く、課題があるのではないか。</p>	<p>他のデータも含めて、できるだけ新しいデータを把握し、医療計画に反映させます。</p> <p>なお、既存データについては最終的には平成 22 年 10 月 1 日現在を考えています。</p> <p>以下のように課題に追記します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 歯科衛生士の確保のため、未就労歯科衛生士の再就労を支援する必要があります。</p> </div>
<p>P194 第8章 その他医療を提供する態勢の確保に関し必要な事項 第1節 在宅医療の提供体制の整備の推進対策</p>	<p>愛知県医療機能情報公表システムの中に薬局に関しては、「在宅患者訪問薬剤管理指導」の届出項目があり、これを把握することにより、各医療圏の実施薬局数及び実施率が掲載できるので、「表 8-1-3 在宅医療サービスの実施状況」に薬局を追加して欲しい。</p>	<p>表中に薬局の状況を追加します。</p>
<p>P207 第4節 歯科保健医療対策</p>	<p>急性期から行われる口腔管理は感染症予防と合併症予防に重要であり、それに続き早い時期から実施されることによるリハビリテーション効果の向上と誤嚥性肺炎の防止にも有効である。さらには在宅においても継続して実施されることが求められる。</p> <p>これらの医療連携システムの体制を整備すると共に、それに対する知識や技術に関する教育の充実も同時に図る必要があるので、「2 病診連携、診診連携の推進」の課題の部分に下記のとおり追加して欲しい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 急性期医療から在宅にいたる口腔管理体制を整備するとともに、連携システムの知識や技術に関する教育の充実を図る必要があります。</p> </div>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
<p>P215 第5節 薬局の機能強化と推進対策</p>	<p>愛知県薬剤師会において、日本公衆衛生協会の支援のもと、地域保健総合推進事業の一環として、愛知県健康福祉部健康担当局が分担事業者（研究班長：あいち小児保健医療総合センター総合診療部長）となって実施された「妊婦・授乳婦の医薬品使用適正使用ネットワーク構築に関する研究班」（平成 18 年度から 3 年間）を平成 21 年度から引き続き実施している。</p> <p>この研究班事業は、今後も継続していくこととしており、具体的な事業として地域において相談できる薬局薬剤師の養成や医療従事者及び県民を対象とした「妊婦・授乳中のくすりと母と子の健康フォーラム」への後援など、愛知県の支援を頂いているので、【今後方策】に次の項目を追加して欲しい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 妊婦・授乳中の女性は薬剤使用について身近な場所に相談窓口を求めていることから、妊婦・授乳婦の薬剤療法に通じた薬局薬剤師が、県内地域に存在する体制作りを支援する。</p> </div>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>